

知事許可漁業に係る制限措置等の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を別紙のとおり定めた。

令和6年4月26日

鹿児島県熊毛支庁長 籠原 剛

## 1 固定式刺し網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	熊毛海域 (西之表市及び熊毛郡地先沖合とし、種子島東方海域は距岸10,000メートル以内とする)	1月1日から12月31日まで	総トン数 20トン未満	定めなし	15隻	定めなし

申請すべき期間

令和6年4月26日(金)から同年5月27日(月)まで

## 2 かじき流網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
かじき流網漁業	熊毛海区の海域	9月1日から1月31日まで	10トン未満	定めなし	10隻	定めなし

申請すべき期間

令和6年4月26日(金)から同年5月27日(月)まで